

「令和 8 年度 備後国府まつり」打上花火業務委託仕様書

1. 業務名	「令和 8 年度 備後国府まつり」打上花火業務
2. 業務実施場所	桜が丘グラウンド駐車場（桜が丘 3 丁目）
3. 契約期間	契約締結の日から令和 8 年 6 月 7 日（日）まで
4. 業務実施日	令和 8 年 6 月 6 日（土） ※雨天等の場合は令和 8 年 6 月 7 日（日）に延期
5. 花火大会概要	
(1) 主催	備後国府まつり実行委員会
(2) 開催日時	令和 8 年 6 月 6 日（土）20 時 10 分～20 時 50 分 （打上時間 20 時 20 分～20 時 50 分予定） ※雨天等の場合は令和 8 年 6 月 7 日（日）に延期 【スケジュール（予定）】 13 時 00 分～19 時 20 分…ステージイベント、パレード等 19 時 30 分～20 時 00 分…手筒花火 20 時 10 分～21 時 50 分…打上花火
(3) 打上場所	桜が丘グラウンド駐車場（桜が丘 3 丁目）
(4) 観覧場所	府中学園北グラウンド ※府中学園南グラウンドは駐車場
6. 業務の目的	備後国府まつりのフィナーレを飾るため、手筒花火終了後、打上花火を行う
7. 業務の内容	
(1) 予算規模	440 万円（消費税及び地方消費税を含む。）
(2) 本業務に必要な花火・機材等の準備、設置及び操作等	①花火の大きさ 4 号玉以下 ②花火の総数 2,500～3,000 発程度
(2) 設置機材等の撤去、清掃等原状回復	
(3) 花火の打上に関わる申請手続き等	①広島空港事務所への通報書の作成及び提出。 ②所管消防局への火薬類（煙火）消費許可申請書の作成及び消防局への説明等。 ③消防局、警察署による検査への立会。

(4) その他必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・花火終了時の清掃及び翌日の清掃及び確認作業 ・その他、申請等に必要な業務
(5) 打上花火に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①準備作業は当日7時から16時までの間とする。 ②観覧場所から全ての演出が確認できるようなプログラムとすること。 ③別紙「消費場所付近の状況図」に記載する保安距離に変更がないように花火を設置すること。 ④打上げ作業中における観客等の侵入を阻止する警備員は主催者が配置する。 ⑤防火措置のため、消防署、消防団により散水等を行う際は、円滑に防火措置に関する業務を進められるよう配慮すること。
8. 業務に要する経費の負担区分	<p>本業務履行に係わる一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。</p>
9. 再委託	<p>受託事業者は、この業務の全部、又は主たる部分を第三者（グループ会社、関連・関係会社を除く。）に再委託してはならない。</p>
10. 受託事業者及び業務従事者の事務	<ul style="list-style-type: none"> ①受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や実行委員会の事務に関する機密事項等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。 ②受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を実行委員会の承諾なしに本業務以外の目的に使用してはならない。
11. 花火大会が中止の場合の取り扱い	<p>実行委員会が花火大会の中止を決定し、当日の仕込み完了までに受託事業者と連絡をした場合においては、実行委員会は契約金額の総額の30%の範囲内で実行委員会は受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。中止の連絡が仕込み完了後の場合は、契約金額の総額の50%の範囲内で実行委員会は受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。</p>
12. 保険の加入に関すること	<p>賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれにつき1事故8億円以上の損害賠償能力を有すること。</p>
13. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託事業者において協議の上決定する。 ②本業務において実行委員会が必要と認め、指示した事項については、受託事業者は、その指示に従うこととする。 ③業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。